

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第9回）会議録

- 1 開催日時  
平成29年12月1日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題  
第37号議案 選挙人名簿の登録について  
第38号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第39号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第40号議案 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第9回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、12月の定時登録、在外選挙人名簿及び政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限に関する議案、計4件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、「会議録について」でございます。衆議院議員総選挙の際の会議録につきまして、まとめて議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、12月の定時登録に関する第37号議案、第38号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第37号議案、第38号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第37号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は12月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成29年12月1日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、10月9日に行いました選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。</p>

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成11年10月24日から平成11年12月2日までの出生者、住所要件としましては、平成29年7月10日から平成29年9月1日までの転入者ということになります。

次に第38号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、10月21日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成29年10月22日から平成29年11月30日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成29年6月22日から平成29年7月31日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第37号議案及び第38号議案の説明については以上でございます。

それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。

	(名簿確認)
委員長	では、第37号議案及び第38号議案について、何かご質問等はございませんか。
	<なし>
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第37号議案及び第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手（原案可決）
委員長	第37号議案及び第38号議案は可決されました。 続きまして、在外選挙人名簿に関する第39号議案「在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第39号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。 公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなけ

	<p>ればならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、10月9日時点の登録者数、今回、12月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、39名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第39号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第39号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>先日の衆議院議員総選挙の際には、何名の方が投票されましたか。</p>
事務局	<p>帰国されていて期日前投票で投票された方が2名、在外公館で投票された方が9名投票されました。</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第39号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 3 9 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 4 0 号議案「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限について」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>では第 4 0 号議案「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 4 3 条第 1 7 項及び公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 4 項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の表示に用いる証票は、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 1 条第 2 項の規程で、選挙管理委員会において地紋及び有効期限を定めることとされています。</p> <p>従いまして、証票の地紋は議案の図のとおりとし、色はうぐいす色、規格は縦 4 cm×横 6 cm、有効期限を平成 3 3 年 1 2 月末までと定めようとするものでございます。</p> <p>現在の証票は、平成 2 9 年 1 2 月末で有効期限を迎え、市議会議員関係及び市長関係の方に、候補者用、後援団体用それぞれ 6 枚を上限枚数として最大計 1 2 枚まで配布します。</p> <p>第 4 0 号議案の説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 4 0 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>証票は、愛知県から購入の照会等があるのか。</p>

事務局	<p>愛知県から県内市町村に購入のあっせんがあり、必要な市町村が購入するという流れになります。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第40号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第40号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 先の衆議院議員総選挙についての報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月22日（日）執行の衆議院議員総選挙の期日前投票、当日各投票所及び開票所の状況について</li> <li>・ 本選挙の本市の投票率（18歳、19歳の投票率等）について</li> <li>・ 今回の選挙の課題及び今後の対策等について</li> <li>・ 尾張旭市議会12月定例会で2名の市議から選挙に関する質問が提出されていること及び質問内容について</li> </ul> <p>○ 明るい選挙啓発ポスターの応募作品についての報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の応募状況について</li> <li>・ 応募作品の展示予定について</li> </ul>

	<p>○ 新成人の集いについての報告</p> <p>1月7日（日）に開催される新成人の集いでの啓発活動について</p> <p>○ 次回日程（予定）</p> <p>平成30年3月1日（木） 午前10時から</p> <p>於：201会議室</p>
委員長	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>